

茶共済損害評価現地調査要領

(昭和57年3月29日57農経B第484号)

改正 平成6年11月30日6農経B第3721号
" 平成12年12月14日12農経B第3996号
" 平成16年12月16日16経営第5398号
" 平成23年9月1日23経営第1663号
" 平成24年10月4日24経営第1455号
" 平成27年10月1日27経営第1596号

〈 目 次 〉

第1 目 的	1
第2 収穫量とする基準	1
第3 抜取調査筆数	1
第4 抜取調査筆の抽出	1
第5 抜取調査筆の調査方法とその取りまとめ	2
第6 組合等の行う単当収量及び収量割合の把握方法の指導基準	6
別表1の(1) 茶共済の連合会抜取調査の組合等別抜取調査筆数	9
別表1の(2) 茶共済の特定組合抜取調査の評価地区別抜取調査筆数	10
別表2 茶の早期収穫収量換算係数	11
別表3 茶の開葉数に対する収量指数表	12
別表4 茶の芽立割合換算表	13
書類様式等	14
〔参 考〕 茶共済抜取調査用乱数表	24

茶共済損害評価現地調査要領

第 1 目 的

この要領は、畑作物共済損害認定準則（昭和54年 3 月30日農林水産省告示第547号）及び茶共済事務取扱要領（昭和56年11月11日付け56農経B第3407号農林水産省経済局長通知。以下「事務取扱要領」という。）に基づき、茶を共済目的とする畑作物共済（以下「茶共済」という。）の実施において農業共済組合連合会（以下「連合会」という。）が行う抜取調査（以下「連合会全園地抜取調査」という。）及び特定組合（農業災害補償法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）第53条の2第4項の特定組合をいう。以下同じ。）が行う抜取調査（以下「特定組合抜取調査」という。）の方法及びその取りまとめの方法等を定めたものであり、茶共済の損害評価が適正かつ円滑に行われることを目的とする。

第 2 収穫量とする基準

茶共済の損害評価において収穫量とする生葉の基準は、製茶原料用（生葉）として市場等における取引に供し得る品位に該当するものとする。

第 3 抜取調査筆数

連合会全園地抜取調査又は特定組合抜取調査を実施する筆（以下「抜取調査筆」という。）の数は、茶共済の共済目的の種類等（法第120条の12第1項第1号の畑作物共済の共済目的の種類等のうち茶共済に係るものをいう。以下同じ。）ごとに、連合会全園地抜取調査にあつては別表1の(1)、特定組合抜取調査にあつては別表1の(2)のとおりとする。なお、被害状況、地域条件、肥培管理状況、品種、収穫期等（以下「被害状況等」という。）により筆ごとの10アール当たり（以下「単当」という。）収量又は単当の基準収穫量（以下「基準単収」という。）に対する単当収量の割合（以下「収量割合」という。）に大きな差異がある場合は、その状況に応じて抜取調査筆を増加すること。

第 4 抜取調査筆の抽出

抜取調査筆の抽出は、次により行う。

1 連合会

- (1) 連合会は、組合等（法第12条第3項の組合等をいう。以下同じ。）ごとに階層区分の基準及び階層ごとの抜取調査筆数を定める。各階層ごとの抜取調査筆数は、各階層ごとの全園地調査又は農家申告抜取調査（以下「全園地調査等」という。）の対象となった園地数に応じて比例配分して定める。ただし、各階層ごとの抜取調査筆数は、3筆を下回ってはならない。
- (2) 連合会は、あらかじめ組合等に階層区分の基準を示し、連合会全園地抜取調査の前日までに組合等の損害評価野帳を区分して整備するよう指示するものとする。
- (3) 連合会は、(2)によって区分された各階層ごとの組合等の損害評価野帳の中から(1)によって定めた数の抜取調査筆を任意系統抽出法により抽出する。

2 特定組合

特定組合は、評価地区ごとに抜取調査筆数を定める。

なお、抜取調査を2回以上に分けて行う場合又は全園地調査等を行った園地の被害程度、災害の種類等によ

り階層分けして行う場合は、全園地調査等の対象となった園地数に応じて抜取調査筆数を比例配分して定め、各回ごと又は各階層ごとに5筆以上を任意に抽出して行う。

第5 抜取調査筆の調査方法とその取りまとめ

抜取調査筆の調査は、次に定める刈取り実測調査又は収量割合等調査のいずれかの方法により統一して行う。ただし、抜取調査筆の作柄が著しく不均等である場合には、作柄により抜取調査筆内を区分し、その区分ごとに次に定める方法により調査を行い、当該抜取調査筆の単当収量又は収量割合を算定するものとする。

抜取調査筆として抽出された筆が既に刈り取られている場合、面積が著しく小さい場合又は特殊栽培で利用面積の割合が小さな場合にあつては、当該抜取調査筆に代えて当該抜取調査筆に係る組合等の損害評価野帳の通し番号の次の番号に該当する筆又は現地での最寄りの全園地調査等の対象となった筆を抜取調査筆とするものとする。

1 刈取り実測調査

刈取り実測調査は、次の方法により行う。

ただし、当該抜取調査筆の収穫期における農家の刈取り又は摘み取り（以下「刈取り」という。）収穫量の全量を損害評価員等の現地立会い確認の方法により正確に把握することができる場合には、当該現地立会い確認等の方法による調査をもって、刈取り実測調査に代えることができるものとする。

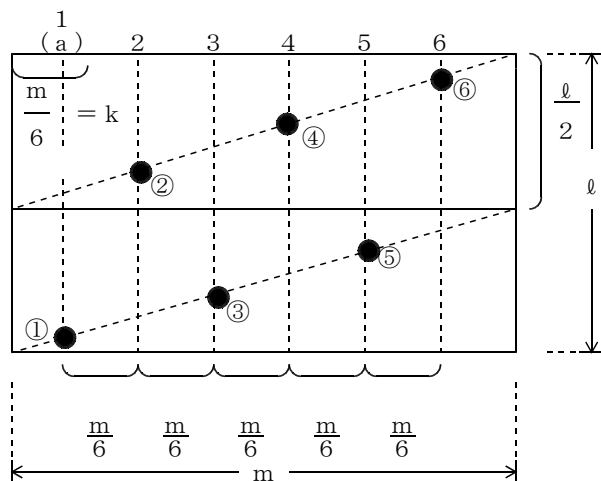
なお、この場合における当該抜取調査筆の単当収量は、刈取り収穫量の全量を当該抜取調査筆に係る引受面積で除して算定する。

(1) 畦仕立の場合

ア 刈取り畦及び刈取り起点の選定

刈取り畦は、次図に示すように任意系統的に6畦を選定する。

次に筆を2区に分け、それぞれの区において対角線を引き、先に選定した刈取り畦との交点を刈取りの起点とする。



m : 全畦数

l : 筆の長さ

k : 刈取り畦の起点を選定する畦間

a : 刈取り畦の選定起点

$\frac{m}{6}$: 刈取り畦の間隔 ($\frac{m}{6}$ が整数でない

ときは、小数点以下第1位を四捨五入して得た数とする。)

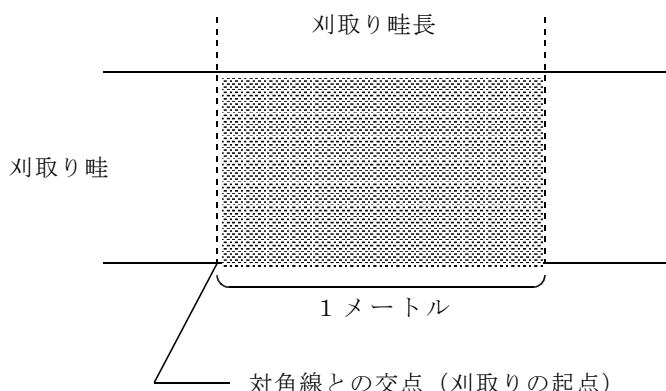
1 2 3 4 5 6 : 刈取り畦

①②③④⑤⑥ : 刈取りの起点

イ 刈取り箇所決定及び刈取り

アの刈取り起点から同一方向に1メートル間畦長を測定し、刈り取るものとする。

ただし、同一方向において刈取り畦長が不足するときは、刈取り起点の反対方向に延長（その畦で不足する場合は、次の畦に続ける。）するものとする。



ウ 畦幅の測定

第1刈取り畦及び第4刈取り畦を起点として、それぞれ同一方向に6畦間の距離を測定し、当該筆の平均畦幅を算定する。6畦間の距離は、第1刈取り畦及び第4刈取り畦の中心からそれぞれ第6番目の畦の中心までの距離とする。

エ 刈り取った生葉のひょう量

刈取り後、刈り取った生葉の重量（以下「生葉重」という。）をひょう量する。

なお、刈取りが、通常の収穫適期以前に行われた場合は、刈取り日から収穫適期までの日数を勘案し、別表2「早期収穫収量換算係数」を適用して刈り取った生葉重を修正する。

オ 単当収量換算係数

刈取り収量から単当収量を換算するための係数は、次の算式により算定する。

$$\text{単当収量換算係数} = \frac{10,000,000 (\text{cm}^2)}{\text{平均畦幅} (\text{cm}) \times 600 (\text{cm})}$$

単当収量換算係数は、小数点以下第3位まで算定するものとし、小数点以下第4位を四捨五入する。

カ 刈取り実測調査による単当収量の算定

刈取り実測調査による単当収量は、抜取調査筆ごとに、次の算式により算定する。

$$\text{単当収量} = \text{当該抜取調査筆の生葉重} \times \text{当該抜取調査筆に係る単当収量換算係数}$$

(2) その他の仕立方法の場合

(1)の調査方法を参考として、当該抜取調査筆の栽培実態にあった方法により調査を行うものとする。この場合、実測精度に十分留意して行うものとし、必要に応じ、地方農政局統計部等（茶共済事務取扱要領第1章第14節第1の1の地方農政局統計部等をいう。以下同じ。）の指導を受けるものとする。

2 収量割合等調査

収量割合等調査は、収量割合を検見の方法により把握する調査（以下「収量割合検見調査」という。）に収量割合を茶収穫量割合推定尺度適用の方法により把握する調査（以下「尺度適用調査」という。）及び刈取り実測調査を併用する調査方式（以下「尺度適用調査併用方式」という。）又は収量割合検見調査に刈取り実測調査を併用する調査方式（以下「実測調査併用方式」という。）のいずれかの方式に統一して、次の方法により行う。

(1) 尺度適用調査併用方式

尺度適用調査併用方式は、抜取調査筆の全てについて収量割合検見調査を行い、収量割合検見調査を行った園地のうち3分の1の園地について尺度適用調査を行い、尺度適用調査を行った園地のうち3分の1の園地について刈取り実測調査を行う調査方式とし、次の方法により行う。

なお、尺度適用調査筆及び刈取り実測調査筆は、それぞれの調査対象園地のうちから任意系統抽出法により抽出する。

ア 畦仕立の場合

(ア) 収量割合検見調査

① 検見標本畦の選定

抜取調査筆ごとの検見標本畦数は、3 畦を標準とし、生育又は被害状況等の中庸なものから抽出する。ただし、栽培面積、被害状況等に応じて標本畦を増加すること。

なお、生育又は被害状況等に著しい差異がある場合には、当該園地を区分し、その区分ごとに標本畦を抽出する。この場合、区分ごとの標本畦数は、各区分ごとの栽培面積に応じて比例配分し、区分ごとに生育又は被害状況等の中庸なものから抽出する。

② 検見調査箇所を選定及び収量割合の把握

検見調査箇所は、①により選定された畦内の生育又は被害状況の中庸な箇所（例えば、20センチ平方枳（以下「20センチ枳」という。））を単位とし、その箇所の開葉数及び芽立数等から、当該園地に係る本年の収穫の適期（以下「収穫期」という。）における収量を推定し、当該抜取調査筆の平年に対する収量割合を把握する。

なお、収量割合は評価員の合議又は投票により決定する。

③ 収量割合検見調査による単当収量の算定

収量割合検見調査による単当収量は、当該調査筆ごとに、次の算式により算定する。

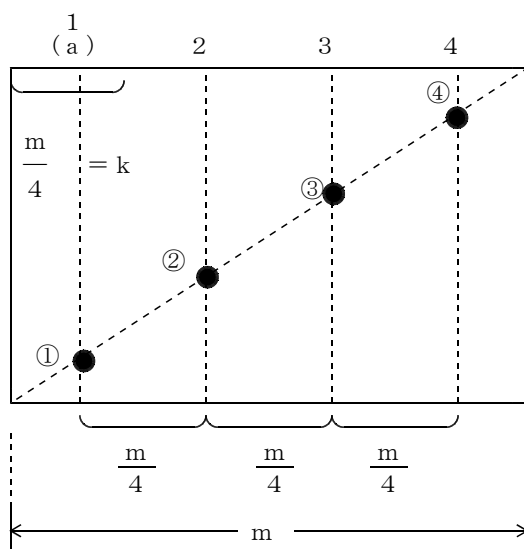
単当収量＝当該調査筆に係る基準単収×当該調査筆の収量割合

(イ) 尺度適用調査

① 調査畦及び調査箇所を選定

調査畦は、下図に示すように任意系統的に4 畦を選定する。

次に対角線を引き、先に選定した調査畦との交点から同一方向の1メートル畦長間を調査箇所設定範囲とする。



m：全畦数

k：調査畦の起点を選定する畦間

a：調査畦の選定起点

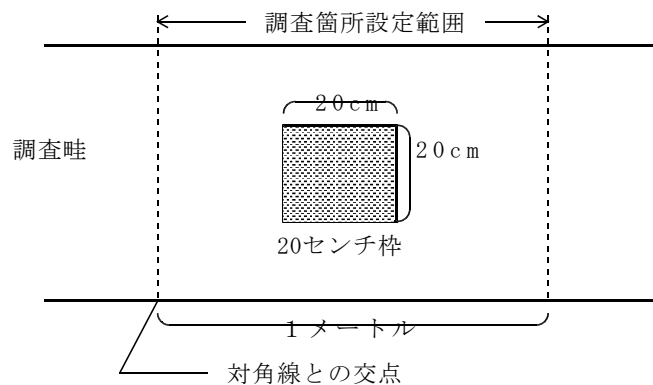
$\frac{m}{4}$ ：調査畦の間隔（ $\frac{m}{4}$ が整数でないときは、小数点

以下第1位を四捨五入して得た数とする。）

1 2 3 4：調査畦

①②③④：調査箇所

調査箇所は、調査箇所設定範囲内の畦の中央部（20センチ枳を単位。下図参照）とする。ただし、被害状況等により畦の中央部以外の位置で調査することが適当であると判断される場合には、中央部以外の適当な位置とする。



② 開葉数及び芽立数の調査

①により選定された調査箇所ごとに、その平均開葉数及び芽立数を調査する。平均開葉数の調査は、当該調査時における平均開葉数を基礎として当該調査時から収穫予定日までの日数を勘案し、収穫が可能と見込まれる平均開葉数を推定することとする。なお、開葉数の刻みは、0.5葉刻み（例えば、3.5葉、4.0葉、4.5葉）に行うものとする。芽立数の調査は、当該調査時における芽立数を基礎として当該調査時から収穫予定日までの日数を勘案し、収穫が可能と見込まれる芽立数（出開芽、側芽等を含む。以下同じ。）を推定する。

③ 収量割合の算定

収量割合は、次の算式により算定する。

尺度適用収量割合＝平均開葉数に対応する収量指数×平均芽立数に対応する芽立割合

この場合において、平均開葉数に対応する収量指数は、別表3「茶の平均開葉数に対応する収量指数表」を適用して得た指数、平均芽立数に対応する芽立割合は、別表4「茶の芽立割合換算表」を適用して得た割合とする。

④ 尺度適用調査による単当収量の算定

尺度適用調査による単当収量は、調査筆ごとに、次の算式により算定する。

単当収量＝当該調査筆に係る基準単収×当該調査筆③により算定された収量割合

(ウ) 刈取り実測調査

刈取り実測調査は、1の(1)と同様の方法により行う。

イ その他の仕立方法の場合

アの調査方法を参考として、当該抜取調査筆の栽培実態にあった方法により調査を行うものとする。この場合、実測精度に十分留意して行うものとし、必要に応じ、地方農政局統計部等の指導を受けるものとする。

(2) 刈取り実測調査併用方式

刈取り実測調査併用方式は、抜取調査筆の全てについて収量割合検見調査を行い、収量割合検見調査を行った園地のうち3分の1の園地について刈取り実測調査を行う調査方式とし、次の方法により行う。

なお、実測調査筆は、調査対象園地のうちから任意系統抽出法により抽出する。

ア 畦仕立の場合

(ア) 収量割合検見調査

(1)のアの(ア)と同様の方法により行う。

(イ) 刈取り実測調査

1の(1)と同様の方法により行う。

イ その他の仕立方法の場合

アの調査方法を参考として、当該採取調査筆の栽培実態にあった方法により調査を行うものとする。この場合、実測精度に十分留意して行うものとし、必要に応じ、地方農政局統計部等の指導を受けるものとする。

(3) 採取調査筆の単当収量の算定

(1)又は(2)により算定した単当収量に基づき、採取調査筆の単当収量を次の算式により算定する。

ア 採取調査筆の単当収量＝採取調査筆に係る収量割合検見調査の単当収量×調整率

イ アの調整率は、次の算式により算定する。

(ア) 尺度適用調査併用方式による調査の場合

$$\text{調整率} = \frac{\text{尺度適用調査による単当収量の合計}}{\text{尺度適用調査筆に係る収量割合検見調査による単当収量の合計}} \times \frac{\text{刈取り実測調査による単当収量の合計}}{\text{刈取り実測調査筆に係る尺度適用調査による単当収量の合計}}$$

(イ) 刈取り実測調査併用方式による調査の場合

$$\text{調整率} = \frac{\text{刈取り実測調査による単当収量の合計}}{\text{刈取り実測調査筆に係る収量割合検見調査による単当収量の合計}}$$

第6 組合等の行う単当収量及び収量割合の把握方法の指導基準

事務取扱要領第3章第2節第2の1の(1)のアの(イ)に基づき、都道府県及び連合会が指導する組合等の単当収量及び収量割合の把握方法並びに都道府県が指導する特定組合の単当収量及び収量割合の把握方法は、次の事項を基準として定めるものとする。ただし、次に示す基準以外の方法により園地ごとの単当収量又は収量割合を適正に把握することができる場合は、その方法により行っても差し支えない。

1 単当収量の把握方法

(1) 検見調査の方法による場合

ア 園地ごとの検見標本畦数は、3畦を標準とし、生育又は被害状況等の中庸なものから抽出する。ただし、栽培面積、被害状況等に応じて標本畦数を増加すること。

なお、生育又は被害の状況等に著しい差異がある場合には、当該園地を区分し、その区分ごとに標本畦を抽出する。この場合、区分ごとの標本畦数は、各区分ごとの栽培面積に応じて比例配分し、区分ごとの生育又は被害状況等の中庸なものから抽出する。

イ 検見調査箇所は、検見標本畦内の生育又は被害状況等の中庸な一定畦長間（例えば、1メートル畦長間）を単位とし、その箇所ごとに、当該園地に係る本年の収穫期に収穫が見込まれる数量を検見により把握する。

ウ イの検見調査結果から当該園地の一定畦長当たりの平均収量を推定し、当該園地の単当収量を把握する。

エ 肥培管理の粗放若しくは不行き届き又は病虫害防除の不適切その他共済事故以外の原因によると認められる減収量がある場合には、分割評価を行う。

(2) 実測調査の方法による場合

ア 園地ごとの刈取り畦数は、3畦を標準とし、生育又は被害状況等の中庸なものから抽出する。ただし、栽培面積、被害状況等に応じて標本畦数を増加すること。

なお、生育又は被害状況等に著しい差異がある場合には、当該園地を区分し、その区分ごとに刈取り畦

を抽出する。この場合、区分ごとの刈取り畦数は、各区分ごとの栽培面積に応じて比例配分し、区分ごとの生育又は被害状況等の中庸なものから抽出する。

イ 刈取り箇所は、刈取り畦内の生育又は被害状況等の中庸な一定畦長間（原則として1メートル畦長間とする。）を単位とし、その箇所ごとに、収穫期に刈り取り、その刈り取った生葉重をひょう量する。

ウ イの刈取り結果から当該園地の単当収量を算定する。この場合における単当収量の算定方法は連合会全園地採取調査又は特定組合採取調査における実測調査に準ずる。

エ 肥培管理の粗放若しくは不行き届き又は病虫害防除の不適切その他共済事故以外の原因によると認められる減収量がある場合には、分割評価を行う。

2 収量割合の把握方法

(1) 検見調査の方法による場合

ア 園地ごとの検見標本畦数は、3畦を標準とし、生育又は被害状況等の中庸なものから抽出する。ただし、栽培面積、被害状況等に応じて標本畦数を増加する。

なお、生育又は被害の状況等に著しい差異がある場合には、当該園地を区分し、その区分ごとに検見標本畦を抽出する。この場合、区分ごとの標本畦数は、各区分ごとの栽培面積に応じて比例配分し、区分ごとの生育又は被害状況等の中庸なものから抽出する。

イ 検見調査箇所は、標本畦内の生育又は被害状況等の中庸な箇所（例えば、20センチ枠を単位）とし、その箇所ごとに、当該園地に係る本年の収穫期における平均開葉数及び芽立数等により収量を推定し、当該園地の平年に対する収量割合を把握する。

なお、平均開葉数、芽立数については、当該収穫期に収穫が可能と見込まれる数値とし、収量割合は評価員の合議又は投票により決定する。

ウ 単当収量は、当該検見調査園地に係る基準単収にイにより把握された当該検見調査園地の収量割合を乗じて算定する。

エ 肥培管理の粗放若しくは不行き届き又は病虫害防除の不適切その他共済事故以外の原因によると認められる減収量がある場合には、分割評価を行う。

(2) 尺度適用の方法による場合

ア 園地ごとの尺度適用標本畦数は、3畦を標準とし、生育又は被害状況等の中庸なものから抽出する。ただし、栽培面積、被害状況等に応じて標本畦数を増加する。

なお、生育又は被害の状況等に著しい差異がある場合には、当該園地を区分し、その区分ごとに標本畦を抽出する。この場合、区分ごとの標本畦数は、各区分ごとの栽培面積に応じて比例配分し、区分ごとの生育又は被害状況等の中庸なものから抽出する。

イ 調査箇所は、標本畦内の生育又は被害状況等の中庸な箇所（例えば、20センチ枠を単位）とし、その箇所ごとに、当該園地に係る本年の収穫期における平均開葉数及び芽立数を調査する。

なお、平均開葉数及び芽立数については、当該収穫期に収穫が可能と見込まれる数値として調査することとする。また、開葉数の刻みは、0.5葉刻み（例えば、3.5葉、4.0葉、4.5葉）を行うものとする。

ウ イの調査結果から当該園地の収量割合を連合会全園地採取調査又は特定組合採取調査における尺度適用調査と同様の方法により算定する。

エ 単当収量は、(1)のウと同様の方法により算定する。

オ 肥培管理の粗放若しくは不行き届き又は病虫害防除の不適切その他共済事故以外の原因によると認められる減収量がある場合には、分割評価を行う。

別表 1 の(1)

茶共済の連合会全園地抜取調査の組合等別抜取調査筆数

組合等ごとの抜取調査筆数は、茶共済の共済目的の種類等ごとに、組合等で全園地調査等の対象となった筆数に応じて、下表のとおりとする。ただし、同一の組合等内において、2以上の茶共済の共済目的の種類等について連合会全園地抜取調査を実施することとなる場合は、当該茶共済の共済目的の種類等ごとの抜取調査筆数は、それぞれ下表に掲げる抜取調査筆数の3分の2に相当する数とする。

全園地調査等対象筆数	抜取調査筆数
1 0 0 筆以下	2 0 筆
1 0 1 ～ 1 5 0	2 1
1 5 1 ～ 2 0 0	2 2
2 0 1 ～ 2 5 0	2 3
2 5 1 ～ 3 0 0	2 4
3 0 1 ～ 3 5 0	2 5
3 5 1 ～ 4 0 0	2 6
4 0 1 ～ 4 5 0	2 7
4 5 1 ～ 5 0 0	2 8
5 0 1 ～ 5 5 0	2 9
5 5 1 筆以上	3 0

茶共済の特定組合抜取調査の評価地区別抜取調査筆数

評価地区ごとの抜取調査筆数は、茶共済の共済目的の種類等ごとに、評価地区で全園地調査等の対象となった筆数に応じて、下表のとおりとする。

全園地調査等対象筆数	抜取調査筆数
5 0 筆以下	1 0 筆
5 1 ～ 7 0	1 5
7 1 ～ 1 0 0	2 0
1 0 1 ～ 1 5 0	2 1
1 5 1 ～ 2 0 0	2 2
2 0 1 ～ 2 5 0	2 3
2 5 1 ～ 3 0 0	2 4
3 0 1 ～ 3 5 0	2 5
3 5 1 ～ 4 0 0	2 6
4 0 1 ～ 4 5 0	2 7
4 5 1 ～ 5 0 0	2 8
5 0 1 ～ 5 5 0	2 9
5 5 1 筆以上	3 0

別表 2

茶の早期収穫収量換算係数

茶の早期収穫収量換算係数は、現地調査時から収穫適期までの日数に応じ、下表のとおりとする。

なお、これによりがたいときは、都道府県及び関係機関等の意見を聴く等により、早期収穫収量換算係数を定め、その率を使用しても差し支えない。

連合会は、早期収穫収量換算係数とその適用方法についてその組合員たる組合等を指導するものとする。

栽培 形態	生育 タイプ	現地調査 時の平均 開葉数	現地調査時から収穫適期までの日数							回帰式 ($y = a + b x$)	
			1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日	7 日	a	b
普 通 栽 培	上	2 葉 台	1.043	1.310	1.577	1.844	2.111	2.378	2.645	0.776	0.267
		3 葉 台	1.145	1.308	1.471	1.634	1.797	1.959	2.122	0.983	0.163
		4 葉以上	1.108	1.237	1.365	1.494	1.623	1.752	1.881	0.979	0.129
	中	2 葉 台	1.140	1.392	1.645	1.897	2.150	2.403	2.655	0.887	0.253
		3 葉以上	1.167	1.350	1.534	1.717	1.901	2.084	2.267	0.983	0.183
	下	2 葉以上	1.236	1.493	1.750	2.008	2.265	2.522	2.779	0.979	0.257
被 覆 栽 培	上	2 葉 台	1.117	1.379	1.642	1.905	2.167	2.430	2.693	0.854	0.263
		3 葉 台	1.153	1.310	1.467	1.624	1.782	1.939	2.096	0.996	0.157
		4 葉以上	1.097	1.213	1.329	1.445	1.561	1.676	1.792	0.981	0.116
	中	2 葉 台	1.161	1.373	1.585	1.797	2.009	2.221	2.433	0.948	0.212
		3 葉以上	1.121	1.247	1.372	1.497	1.622	1.747	1.873	0.996	0.125
	下	2 葉以上	1.122	1.248	1.374	1.501	1.627	1.753	1.880	0.995	0.126

(注意) 1. 現地調査時から収穫適期までの日数がこの表の範囲外になった場合は、回帰式を適用し、当該換算係数を算定すること。

2. 本表は、昭和53年～56年に行った茶共済に関する農林水産省委託調査（調査該当：埼玉県、静岡県、京都府、鹿児島県）の資料から回帰式（ $y = a + b x$ ）を求め、作成したものである。

y …… 早期収穫収量換算係数

x …… 現地調査時から収穫適期までの日数

別表 3

茶の開葉数に対する収量指数表

茶の開葉数に対応する収量指数は、現地調査時における抜取調査筆の平均開葉数及び生育タイプ等に応じ、下表のとおりとする。

なお、これによりがたいときは、都道府県及び関係機関等の意見を聴く等により、収量指数を定め、その指数を使用しても差し支えない。

連合会は、収量指数とその適用方法についてその組合員たる組合等を指導するものとする。

開葉数	栽培形態		普通栽培			被覆栽培		
	生育タイプ		上	中	下	上	中	下
1.4 葉			2.44 %	5.49 %	21.12 %	3.05 %	5.36 %	12.48 %
1.6			7.86	12.76	30.98	8.44	12.64	23.42
1.8			13.28	20.03	40.84	13.82	19.92	34.36
2.0			18.70	27.30	50.70	19.21	27.20	45.30
2.2			24.12	34.57	60.56	24.60	34.48	56.24
2.4			29.54	41.84	70.42	29.98	41.76	67.18
2.6			34.96	49.11	80.28	35.37	49.04	78.12
2.8			40.38	56.38	90.14	40.75	56.32	89.06
3.0			45.80	63.65	100.00	46.14	63.60	100.00
3.2			51.22	70.92	109.86	51.53	70.88	110.94
3.4			56.64	78.19	119.72	56.91	78.16	121.88
3.6			62.06	85.46	129.58	62.30	85.44	132.82
3.8			67.48	92.73	139.44	67.68	92.72	143.76
4.0			72.90	100.00	149.30	73.07	100.00	154.70
4.2			78.32	107.27		78.46	107.28	
4.4			83.74	114.54		83.84	114.56	
4.6			89.16	121.81		89.23	121.84	
4.8			94.58	129.08		94.61	129.12	
5.0			100.00	136.35		100.00	136.40	
5.2			105.42			105.39		
5.4			110.84			110.77		
5.6			116.26			116.16		
5.8			121.68			121.54		
6.0			127.10			126.93		

(注意) 1. 開葉程度が奇数になった場合の収量指数は、その開葉程度の前後に該当する収量指数の平均値を用いること。(例えば、普通栽培の生育タイプ上の場合で、開葉程度が3.9葉のときは、その前後に該当する収量指数67.48及び72.90の平均値である70.19を用いる。)

2. 開葉程度がこの表の範囲外になった場合は、3の回帰式を適用し、当該収量指数を算定すること。

3. 本表は、昭和53年～56年に行った茶共済に関する農林水産省委託調査(調査該当：埼玉県、静岡県、京都府、鹿児島県)の資料から次の回帰式を求め、作成したものである。

$$\begin{array}{l}
 \left. \begin{array}{l} \text{普通栽培} \\ \text{被覆栽培} \end{array} \right\} \begin{array}{l} \text{生育タイプ上：} Y = 27.10x - 35.50 \\ \text{中：} Y = 36.35x - 45.40 \\ \text{下：} Y = 49.30x - 47.90 \\ \text{生育タイプ上：} Y = 26.93x - 34.65 \\ \text{中：} Y = 36.40x - 45.60 \\ \text{下：} Y = 54.70x - 64.10 \end{array} \\
 Y \cdots \cdots \text{収量指数} \qquad x \cdots \cdots \text{開葉程度}
 \end{array}$$

別表 4

茶の芽立割合換算表

茶の芽立割合は、現地調査時における抜取調査筆の芽立数に応じ、下表のとおりとする。

なお、これによりがたいときは、都道府県及び関係機関等の意見を聴く等により、芽立割合を定め、その率を使用しても差し支えない。

連合会は、芽立割合とその適用方法についてその組員たる組合等を指導するものとする。

抜取調査筆の芽立数	芽立割合
131 ～ 140 本	1.73
121 ～ 130	1.60
111 ～ 120	1.47
101 ～ 110	1.33
91 ～ 100	1.27
81 ～ 90	1.13
60 ～ 80	1.00
50 ～ 59	0.85
40 ～ 49	0.69
30 ～ 39	0.54
20 ～ 29	0.49
10 ～ 19	0.23
9 本以下	0.08

- (注意) 1. この表は、埼玉県、静岡県、京都府及び鹿児島県の国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構野菜茶業研究所における芽立数の調査結果に基づき、平年の標準芽立数を60～80本として、作成したものである。
2. 平年の標準芽立数については、品種、樹齢、栽培条件、肥培管理等の要因によって多少異なるので、この表の適用に当たっては注意すること。